

議案第 9 号

川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改  
正する条例を次のとおり制定する。

平成26年 2 月 18日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部  
を改正する条例

川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24  
年川崎市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第39条第1項第3号ア中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に  
改める。

第57条第2項中「第25号」を「第25条」に改める。

第59条第8項に次のただし書を加える。

ただし、宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所であって、利  
用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、自立訓練(生活訓練)事業所に置くべきサービス管理責任者の配置基準を緩和すること等のため、この条例を制定するものである。